

日本赤十字広島看護大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本大学院は、日本赤十字広島看護大学大学院と称する。

(位置)

第3条 本大学院は、広島県廿日市市阿品台東1番2号に置く。

(課程)

第4条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(研究科、専攻及び定員)

第5条 本大学院に看護学研究科(以下「研究科」という。)を置き、その課程の区分、専攻及び定員は次のとおりとする。

修士課程 看護学研究科看護学専攻 入学定員10人 収容定員20人

(研究科の目的)

第6条 研究科は、次の各号に掲げることを課程の目的とする。

- (1) 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の修業年限は、2年とする。

- 2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 学年，学期，授業期間及び休業日

(学年，学期，授業期間及び休業日)

第9条 本大学院の学年，学期，授業期間及び休業日は、日本赤十字広島看護大学学則(以下「本学学則」という。)の規定を準用する。

第3章 入学，再入学，編入学及び転入学

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学ができる者)

第11条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (8) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 外国人学生については、特別に選考のうえ、研究科委員会の議を経て学長は入学させることができる。

(入学の志願，入学の手続き，再入学，転入学，保証人)

第12条 本大学院の入学の志願，入学の手続き，再入学，転入学及び保証人については、本学学則の規定を準用する。

第4章 退学，転学，休学，復学，留学及び除籍

(退学，転学，休学，復学及び留学)

第13条 本大学院の退学，転学，休学，復学及び留学については，本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第14条 次の各号に一に該当するものは，研究科委員会の議を経て，学長が除籍する。

- (1) 第7条に規定する修業年限又は在学期間を超えた者
- (2) 第8条に規定する履修計画を達成できない者
- (3) 休学期間(本学学則第21条第4項を準用)を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

第5章 教育課程及び授業科目

(教育の方法，授業科目)

第15条 本大学院の教育は，授業科目の講義，演習及び実習，学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は，別表第1(修士課程)のとおりとする。

(研究指導)

第16条 本大学院においては，入学時に学生ごとに担当教授を定める。

2 学生は，履修する授業科目の選択及び研究にあたり，担当教授の指導を受けなければならない。

(単位の計算)

第17条 各授業科目の単位数は，45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ次の各号により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は，15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験，実習及び実技は，30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず，学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる場合には，研究科委員会の議を経て，学長は別に定めることができる。

(単位の認定)

第18条 各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には，学長は認定のう

え単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第 19 条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、課程ごとにその修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修生の場合を除く。

- 2 卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び課程ごとにその修業年限の期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。
- 3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(授業科目の登録)

第 20 条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 21 条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。
- 3 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 22 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前

条第3項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第23条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等より教育を行うことができる。

(学科開設科目の履修)

第24条 本大学院が必要と認めた場合は、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院・研究科における研究指導)

第25条 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において学生が必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価等)

第26条 本大学院における学修の評価、試験等の時期、試験等の受験資格、修了認定に必要な出席時数、追試験及び再試験は、本学学則の規定に準じる。

(修士課程修了の審査)

第27条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上(再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。)在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績をあげた学生については、在学期間を1年以上に短縮することができる。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(課程修了の認定)

第 28 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

(修了証書の授与)

第 29 条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

(学位の授与)

第 30 条 修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

第 7 章 学生納付金

(入学検定料)

第 31 条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第 32 条 本大学院に入学を許可された者は、入学金として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び維持運営費)

第 33 条 授業料及び維持運営費は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院において特別の事由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

(その他の納付金)

第 34 条 実験実習費、その他教育に必要な費用（以下「その他の納付金」という。）は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第 35 条 退学若しくは転学した者、退学を命じられた者、停学中の者、休学した者又は留学した者にかかる授業料の納入、並びに納入された納付金の不還付等の取り扱い、本学学則の規定に準じる。

第 8 章 職員及び研究科委員会

(職員)

第 36 条 本大学院に、研究科長を置くほか、本大学院の教育研究に必要な教育職員

を置く。

(研究科委員会)

第 37 条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 9 章 図書館等

(図書館等)

第 38 条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館、保健施設及び学生寮等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

第 10 章 研究生，科目等履修生，聴講生及び外国人学生

(研究生等)

第 39 条 本大学院における研究生，科目等履修生，聴講生及び外国人学生の入学等の許可については、本学学則の規定を準用する。

第 11 章 賞罰

(表彰等)

第 40 条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第 12 章 公開講座，赤十字事業及び自己点検評価

(公開講座等)

第 41 条 本大学院における公開講座，赤十字事業及び自己点検評価の実施等については、本学学則の規定を準用する。

第 13 章 雑則

(委任)

第 42 条 この学則に定めるもののほか、本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第 43 条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員として、本学の講師を充てることのできるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

別表第2 授業料等の種類及び金額（第31条から第34条関係）

種 類	金 額	摘 要
入 学 料	300,000円	入学のための選抜試験に合格したとき
授 業 料	1,000,000円	前 期 4月末日 年 額
実験実習費 維持運営費	300,000円	後 期 10月末日
検 定 料	30,000円	入学願書提出時

ただし、長期履修制度の適用を受ける学生の授業料については、1年目は668,000円、2年目及び3年目は666,000円に、実験実習費維持運営費は1年目から3年目までは200,000円とする。